# 仕 様 書

#### 1 件名

岡山市福祉交流プラザ事務職員用パソコン等一式に係る賃貸借

#### 2 業務目的

岡山市福祉交流プラザ事務職員用パソコン等一式を賃貸借するもの

# 3 賃貸借物件

別紙1「導入機器等明細書」のとおり

## 4 契約期間と賃貸借期間

- (1) 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (2) 履行準備期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 引渡期日 令和7年3月31日まで
- (4) 賃貸借期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
  - ※岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。 ただし、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この 契約を解除する。

### 5 設置場所

岡山市福祉交流プラザ三友ほか9館(別紙2「設置場所一覧」のとおり)

#### 6 搬入及び撤去作業

賃貸借物件の搬入,賃貸借期間満了後の設置場所からの回収・撤去に要する費用は,受託者の負担とする。搬入場所は,岡山市市民協働局人権推進課(岡山市北区大供一丁目1番1号 本庁舎9階)とする。パソコン初期設定・ネットワーク設定は岡山市が行うので、工場出荷状態で、令和7年3月31日までに納品すること。設置については、岡山市が行うものとする。

準備期間中に、岡山市による事前設定が必要なため、落札決定後、可能になり次第搬入のこと。 なお、賃貸借期間満了後の設置場所からの撤去は、直ちに配置した物件をすべて撤去し、撤去後に乙 側の倉庫等で当該物件のハードディスクドライブ(以下「HDD」という。)、ソリッドステートドライブ

(以下「SSD」という。)に記録されたデータについて、下記のいずれかの方法による廃棄を行うこと。 また、作業後はデータ消去又は電磁的記録媒体の破砕を証明する書類を 30 日以内に作成して甲に提出 し、甲の確認を受けること。

- ア) 物理的な方法による破壊
- イ) 磁気的な方法による破壊 ※1
- ウ) OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた両機のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去 ※3
- エ) ブロック消去 ※2
- 才) 暗号化消去
- **※1・・・HDD** のみ対応。
- **※2・・・SSD** のみ対応。
- ※3・・・HDD と SSD では対応するデータ消去ソフトウェアが異なるため注意。 また、初期化(フォーマット等)による方法は、媒体の記録演算子にデータが残った状態 となるため、不可。

#### 7 その他の留意事項

(1) 賃貸借物件は、本契約に係る入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので、かつ、未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。 なお、契約締結後すみやかに「賃貸借物件一覧表」(様式は任意)を提出すること。

- (2) 受託者が賃貸借物件を賃貸する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、岡山市と事前協議を行うこと。
- (3) 賃貸借物件は、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。
- (4) 賃貸借物件の操作説明書は、日本語で記載されていること。
- (5) 賃貸借物件に付属品が必要な場合は、受託者が用意し賃貸すること。

#### 8 保証

- (1) 賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき,受託者は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等を無償で行うこと。
- (2) リコール等,機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは,メーカー保証期間内であるかどうか,また,現に障害が発生しているか否かにかかわらず,必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等を無償で行うこと。
- (3) 上記(1)及び(2)の作業で代替機器との取り替えもしくは HDD, SSD の交換を行う場合は,作業後速やかに当該物件の HDD, SSD に記録されたデータについて,6のいずれかの廃棄方法を行うこと。また,作業後はデータ消去又は電磁的記録媒体の破砕を証明する書類を30日以内に作成し,甲に提出し,甲の確認を受けること。

### 9 賃借料の支払い

本契約の賃借料は3か月払いとし,契約金額を60で除して得た額(1円未満の端数が生じるときは,最初の支払月に支払う)を月額賃借料とする。

#### 10 動産総合保険

物件には、受託者の負担において動産総合保険を付すること。

#### 11 個人情報保護等

受託者は、本契約に基づく情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

#### 12 その他

本仕様書に記載がなくても,賃貸借物件の搬入及び回収・撤去に一般的に必要となる作業,消耗品等については,賃貸人の負担において提供すること。

## 13 別途協議

仕様書に定めのない事項については、岡山市と受託者が協議して別に定める。

#### 14 担当者

岡山市市民協働局市民協働部人権推進課(担当者 山根) TEL086-803-1070(直通)